

# 令和元年度第4回弘前市まちづくり1%システム審査委員会 会議録概要（制度見直し検討第2回目）

日 時：令和元年11月11日（月）  
午後6時～午後8時  
場 所：市役所前川新館6階会議室

審 査 委 員 土井委員長、安田副委員長、鴻野委員、齋藤秀委員、藤田委員、柴田委員、  
山形委員、金ヶ崎委員、齋藤紀委員、成田委員、外崎委員、一條委員、  
川村委員

事 務 局 市民協働課 高谷課長、竹内課長補佐、中村係長、田澤主査、村上主事

## 1 制度内容の見直しについて

制度内容の修正点・改善点等について

※事前に審査委員から制度見直しに向けた提案・改善点等を募り、事務局からの提案と合わせて審議。

### 【行政担当課の審査会への出席】※事務局提案

提案5：行政への事前質問が出た場合には、関係課が審査会に出席し、回答をしてもらう。

関係課に出席してもらうことで、より団体の活動や思いを身近に感じてもらい、場合によっては連携につなげてもらうことができる。また、行政側（担当課）の考えを直接聞くことで、審査委員も、市の課題や現状をより把握することができる。

（委員の主な意見）

- ・防災、除雪など、行政で行っている事業と1%で申請された事業を整理する意味でも、行政の出席を求めることはいいと思う。
- ・行政の出席により、行政が行う事業のよりよい仕組みを考えるきっかけにつながればいい。
- ・市民だけでやるのではなく行政と連携して、しっかりとした仕組みづくりのために、行政に出席してもらって団体や審査委員の話を聴いてもらうのはいいと思うが、行政へのプレッシャーにならないよう、しっかりバランスよく運営していかなければならない。
- ・なかなか全庁的にこの1%が広がらないもどかしさや、関係課にもっと興味をもって参画してもらいたいという事務局の思いを感じ、この方法かは別として、行政に出てきてもらうことはよいのではないか。
- ・市から委嘱を受けている委員が、公式な審査の場で行政へ質問するのは不自然に感じる。関係ある事業として関係課の自主性によって審査会を聴講することはいいと思うが、審査会に審査委員以外の人が入るのは違和感を覚える。
- ・より有意義なものにするために行政の出席を求めようとするのはわかるが、委員は与えられた情報の中で判断すべきではないか。採択後に行政がしっかりケアしなければいけないものは、関係課と事務局が調整し、行政側で手を加えていくべき。
- ・行政には質問に対する説明をしてもらうのであって、圧力的に言ったり、行政への批判にならないように、委員は共通認識をしっかり持たなければならぬ。
- ・文書で解決できるものは文書で解決するのが基本姿勢。出席してもらうケースは少ないと思う。

- ・委員としてぜひ関係課のコメントを聞きたいときは事前質問の時に書いてもらうが、事務局として事業を知ってほしい場合に関係課にお願いして出席してもらうことをベースにしたらいいのでは。
- ・行政の回答のタイミングは、団体への質疑応答が始まる前にお願いしたい。団体へ一通り話を聞いてから、最後に行政の回答でどんでん返しになるとそれまでの議論が無駄になり、質疑応答のやり直しになりかねない。
- ・団体への質疑応答を行っている中で、行政へ再度確認したい事項がでてくれば再質問もありうる。
- ・行政の出席を求める事前質問の回答についても、概略でいいので事前に文書で回答をいただきたい。当日に全然予想していないことが回答されると困る。
- ・行政の出席を求める事前質問した場合でも、文書での回答で十分解決できていると事務局が判断した場合は、質問を出した委員に確認し、審査会への出席を不要としてもかまわない。
- ・どの部署がどの事業のときに出席するのか、事前にわかる方がいい。
- ・関係課が輪に加わることは違うので、関係課が来ていることは知らせてもらって、後ろの席に座ってもらう形がいい。

(事務局から)

- ・審査会では、事前質問への回答として用意してきたものや、事業に関連するもので担当が分かる範囲のものは答えることはできるが、市でこの事業をやった方がいいという今後の方向性に対する意見や、行政としての大きな判断を求めるものに対して、その場で答えることはできない。
- ・これまでは審査会での意見を事務局が間に入って関係課に伝えていたが、直接伝えることで関係課のかかわり方が違ってくると思う。

⇒①委員が行政への事前質問の回答を審査会場で求める場合、②事務局が必要と考える場合は、市の関係課に審査会に出席してもらう。

補足：審査会に出席する場合も文書での回答は作成する。

審査会での事前質問に対する関係課の回答は、団体への質疑応答の前に行う。

委員の輪の後ろに関係課の席を設ける。

### 【関係課への意見照会事務の軽減について】※事務局提案

提案6：関係課への意見照会について、現在は照会先の全課から必ず回答をもらっているが、法令等の抵触がある場合や特段の意見がある場合にのみ回答を必要とすることとする。委員から事前質問が出た場合に関係課への審査会への出席を求め、団体と関係課との連携を深める（提案5）一方、全庁的な事務の軽減につなげていく。

(委員の主な意見)

- ・以前、申請事業に関して関係課の事情を聴かないと判断できない事案があり、担当職員に審査会に出席をしてもらっていたケースあったが、毎回来ってもらうことも大変であり、関係課として、賛成か反対かがわかるようにということで、意見を書いてもらっていた。
- ・特段申請事業に問題なく、意見がないものは回答を省略していいのでは。

⇒各課への意見照会に対する回答は、法令等への抵触や、留意事項等の特段意見がある場合のみ必要とすることとする。

## 【2者以上の見積もりの提出について】※事務局提案

提案7：申請団体の負担は増えるが、補助金は市の税金を財源としていることから、団体に経費の精査をしっかりと行ってもらうため、1品目10万円（税抜き）を超える場合に、2者以上の見積書を提出してもらう。

（委員の主な意見）

- ・一般の人が見積もりをもらうことは慣れていないと大変だと思う。
- ・市に登録している業者のリストなど、公開しているものがあれば参考に教えてあげたらいいのでは。
- ・2者の見積もりを取ることは現実的に難しい場合もあるが、難しい場合の例外規定も設けるのであれば、この決まりがあることで、団体が内省して低く経費を抑えたり、高い場合の理由を考えるなどの契機になると思う。
- ・税金を財源とする視点と、市民目線の使いやすさとのバランスが難しい。
- ・原則2者ということで、2者が難しい場合はきちんと理由をつけるという運用であればいいのでは。

⇒1品目10万円（税抜き）を超える場合、原則として2者以上の見積書を提出してもらう。  
2者の提出が難しい場合は、理由を確認し、審査会で判断する。